

お客様に期待以上の「カチ」を。すべてのステークホルダーに幸せを。

the Heartful OAG

[Vol.]
238
Feb. 2025



コーポレートサイトで
PDFファイルを
ご覧いただけます



特集

3つのトピックを解説！ 令和7年度税制改正

〈連載〉

太田孝昭が語る 元気になる言葉・春夏秋冬
卒業するコツ

税理士
法人

コンサル
テイング

FOOD
OAG

社会保険
労務士
法人

弁護士
法人

Total consulting firm



Your Success, Our Mission.



OAGコンサルティンググループのご紹介

OAGコンサルティンググループでは、経営者・法人・個人における複雑化・多様化するニーズ・課題に対して、税務・労務・法務等の卓越した専門家が連携し、時代の変化に柔軟で高品質なプロフェッショナルサービスをご提供します。

グループの強み



グループ相関図



Purpose

パーパス(存在意義)

お客様に期待以上の「カチ」を。すべてのステークホルダーに幸せを。

Five Values

バリューズ(価値観)

- 【チャレンジ】 半歩先を見つめたチャレンジが、未来を拓く。
- 【とがりつつなぎ】 一人精鋭の「とがり」と、オールOAGの「つつなぎ」を大切に。
- 【スピード】 お客様の「潜在ニーズ」を発見し、スピード感をもって成長を支援する。
- 【自立・誠実】 自立した行動と誠実な心で、ステークホルダーとの信頼を築く。
- 【幸せ】 一人ひとりが輝く場をつくり、メンバーと家族の健康・幸せを実現する。

Slogan

スローガン(合言葉)

チャレンジが、明日を変える。

共通ツールとしてパーパス、バリューズ、スローガン等の内容をまとめたメンバーズブックも作成し、OAGグループで働く人々を「従業員」ではなく共に成長する「メンバー」というイメージから、「理念ブック」や「ブランドブック」でなく、「メンバーズブック」という名称にいたしました。表紙デザインはあえて、シンプルな白ベースのデザインにした理由としては、メンバーそれぞれが自分の形でそれを色づけさせ、また、社名ロゴのモチーフは元々は波紋をイメージしており、各メンバーの思いが広がるイメージを込めております。また、グループ会長である太田孝昭の毎月のコラム、過去約200コラムの中から厳選して、バリューズと連動させる形で掲載しております。

メンバーズブックはこちらより▶



元気な経営のワンポイント!

太田孝昭が語る



元気になる言葉

春夏秋冬



卒業するコツ

中小企業の社長、とくに創業社長にとって、どの様に後継者にバトンを引き渡すのか、これが一番の難問です。引き渡せない理由は、適格な後継者がいない。自分がいないと会社は廻らない。おおよそこの2つでしょう。

しかし、本音を言えば会社の居心地が一番よいからです。自分にとっても居心地のよい場所を出るのは嫌なんです。だからそこから出ないのです。

ですが、確実に年齢とともに視野は狭くなりますし、俊敏な行動も思うに任せません。社員との年齢差はますます開き、社員の皆さんは何が楽しいのか、何にモチベーションを持っているのか、肌感覚で掴むことはできません。要は、経営に最も必要な直感が鈍くなっているんです。

それでは会社は発展しません。お客さまへの貢献ができません。バトンを引き渡すにはちょっとしたコツがあるんです。今いる場所よりもっと楽しい所を、今やっている事よりもっと楽しい事を見つけることです。

今いる場所が最高では、居続けることになってしまいます。会社は創業者が起こし、創業者がだめにするケースが大半ではないでしょうか。バトンを上手に渡せないのは創業者(社長)の責任です。

しかし、創業者(社長)も人間です。悩みに悩んでいるんです。悩んでいるだけでは一向に前に進みません。そこで「卒業するコツ」が必要になるんです。

今いる場所より楽しい場所をどうしたら探せるのか、実はこれが難しいんです。ほとんどの経営者は仕事以上の楽しみを見つけることが難しいのです。本業から少し脇道というか、それた所にもっと楽しい場所を見つけるべきです。本業は後継者に任せるのです。その上でその少し隣にあるはずの、ちょっとしたビジネスを探すのです。会社の命運をかける様な案件はだめです。ちょっとした小さいベンチャーの様なものが最適だと思います。

必ず見つかります。それをやるんです。そして本業は任せる。そうすることで事業承継は上手くいくはずで。自身も体力次第ではありますが、新しい燃える素材を手に入れるということになります。

会社は次に渡せてこそ、永続性が担保されるのです。それこそ創業の仕上げであるんです。

令和7年度税制改正で注目される3つのトピックを解説!



令和6年12月20日に令和7年度の税制改正大綱が公表されました。物価上昇局面における税負担の調整の観点から所得税の基礎控除等を見直し、就業調整対策の観点から大学生年代のお子さん等に係る新たな控除を創設するなど、中小企業の経営者さまに影響が大きいと思われる3つのテーマを解説いたします。なお、他項目の解説については右の二次元コードもしくは、ウェブ検索からご覧いただけます。



OAG 税制改正 🔍

1.物価上昇局面における税負担の調整および就業調整への対応

① 基礎控除の引上げ

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えることになります。今後も一定の物価上昇が見込まれるため、基礎控除について所要の措置が講じられました。

- 合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除の額が10万円引き上げられ**58万円**になります。
- **基礎控除と給与所得控除が10万円ずつ増えることにより、給与所得者のいわゆる「103万円の壁」は123万円に引き上げられます。**
- 基礎控除等の見直しに伴い、いわゆる配偶者控除などの控除対象者の合計所得金額要件も10万円引き上げられます。
- 基礎控除額は令和7年分以後の所得税に適用（給与等および公的年金等の源泉徴収は、令和8年1月1日以後の支払より適用）、基礎控除等の見直しに係る所要の措置は令和7年分以後の所得税に適用（個人住民税は令和8年度分以後に適用）されます。



OAG税理士法人
タックスアドバイザー第三部
矢部 沙和

合計所得金額	控除額(改正前)	控除額(改正後)
2,350万円以下	48万円	58万円
2,350万円超 2,400万円以下		48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円

② 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が適用される収入の場合、収入が増えても控除額は増加しません。このため、物価上昇および就業調整へ対応する観点から、最低保障額が10万円引き上げられ現行の55万円から**65万円**になります。

<給与所得控除の最低保障額の見直しイメージ>

給与収入金額	給与所得控除額(改正前)	給与所得控除額(改正後)
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%-10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額×30%+8万円	収入金額×30%+8万円
190万円超 360万円以下		
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+44万円	収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円(上限)	195万円(上限)

- 令和7年分以後の所得税に適用（個人住民税は令和8年度分以後に適用）されます。

③ 特定親族特別控除（仮称）の創設

現行では、大学生年代の子等の合計所得金額が48万円（給与収入103万円）を超えると、親などが特定扶養親族に係る控除額63万円を受けられなくなり、世帯の税負担が増えてしまいます。このため、アルバイトによる給与収入を抑える就業調整が行われていました（いわゆる、もう一つの「103万円の壁」）。人手不足の状況下において、学生アルバイトの就業調整の一因が税制にあるとの指摘があり、特定扶養親族の控除要件を見直し、新たに**特定親族特別控除（仮称）**が創設されることになりました。

- 居住者が**生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等**（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が**123万円以下**であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しない者が対象となります。
- **適用対象となる親族等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円相当）までは、親などが特定扶養親族に係る控除額と同額（63万円）の所得控除を受けることができ、合計所得金額が85万円を超えた場合でも、段階的に控除を受けることができます。**
- 令和7年分以後の所得税に適用（個人住民税は令和8年度分以後に適用）されます。

2.生命保険料控除制度の拡充

子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクに対する備えとしてニーズがある遺族保障の生命保険契約について、子育て支援税制の一環として、**所得税法上の生命保険料控除の適用限度額が見直されました。**また、納税者にとっての利便性の向上、申告手続きの電子化を進めるために、各保険料控除証明書に代えて、控除明細書を確定申告書に添付できるようにします。



OAG税理士法人
タックスアドバイザー第三部
上前 友輝

① 一般の生命保険料控除（新契約）の拡充

令和8年分の所得税における生命保険料控除額

(1) 一般の生命保険料（新契約）控除額の計算

改正後			
現行(右記以外の場合)		居住者のうち、23歳未満の扶養親族がいる場合	
年間の新生命保険料	控除額	年間の新生命保険料	控除額
20,000円以下	新生命保険料の全額	30,000円以下	新生命保険料の全額
20,000円超 40,000円以下	新生命保険料×1/2+10,000円	30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
40,000円超 80,000円以下	新生命保険料×1/4+20,000円	60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
80,000円超	一律40,000円	120,000円超	一律60,000円

※2万円上乘せ

(2) 合計適用限度額

合計適用限度額 12万円 ※現行と同じ		
一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
6万円	4万円	4万円

- 一般生命保険料控除、介護保険料控除および個人年金保険料控除の合計適用限度額は、現行の12万円から変更されないため、すでに限度額に達している場合は、本改正の影響がありません。
- 令和8年分の所得税の計算において適用されます。

② 控除明細書の電子化対応

控除証明書の内容を記載した明細書を確定申告書に添付可能とします。令和8年分以後の確定申告書について、令和9年1月1日以後に提出する場合に適用されます。

3.外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

外国人旅行者向け免税制度について、不正利用の排除等を目的とした「リファンド方式」への見直しに際し、本制度を引き続きインバウンド消費拡大を通じた観光立国の実現に向けた重要な政策ツールとして活用するため、消耗品の特殊包装や上限額を撤廃するなどの措置を講じます。

① 免税方式の見直し

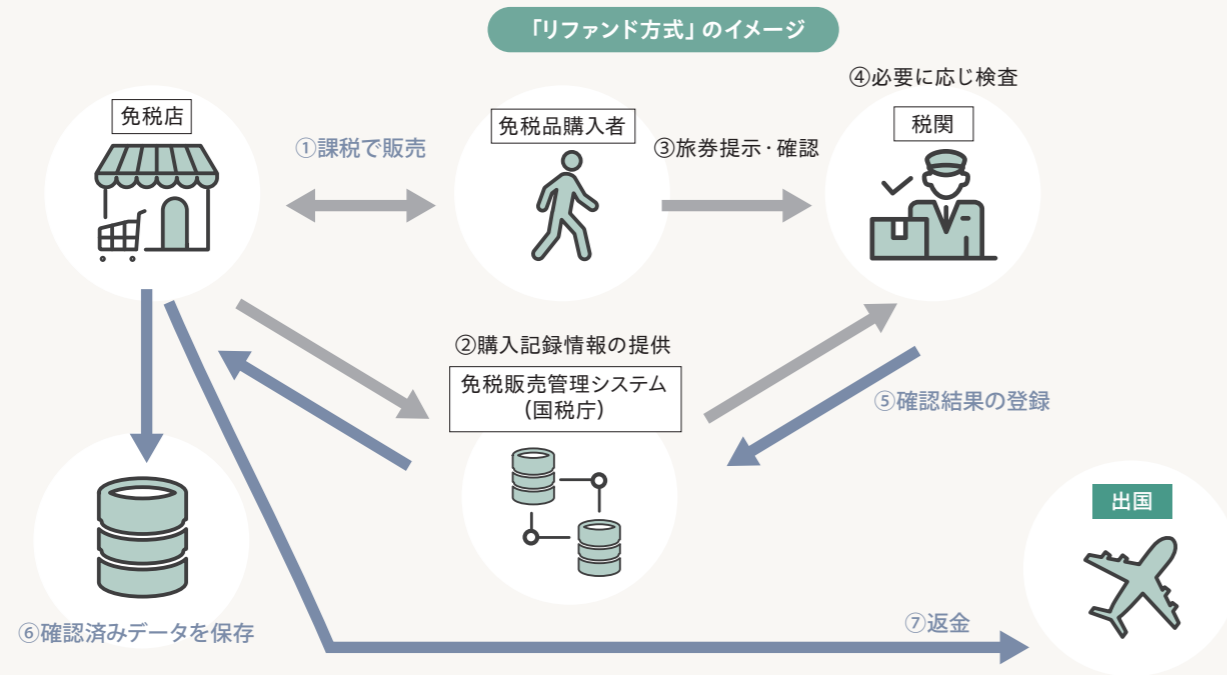
免税店が、外国人旅行者に対して免税対象物品を譲渡した場合に、外国人旅行者がその購入日から90日以内に税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を免税店において保存することを要件として、消費税を免除します。令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用されます。実務上、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に免税店から外国人旅行者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」となります。

② 免税対象物品の範囲の見直し

消耗品について外国人旅行者の同一店舗一日当たりの購入上限額（50万円）および特殊包装の廃止その他一定の措置が講じられます。

③ 免税販売手続等

100万円（税抜き）以上の免税対象物品について、購入記録情報の送信事項へのシリアルナンバー等の追加、免税店で購入した免税対象物品について、外国人旅行者が別途国外へ配送する「別送」を認める取り扱いの廃止その他一定の措置が講じられます。



最新の税制に関するご相談はOAG税理士法人にお任せください！

税制改正への万全な対応はOAG税理士法人にお任せください！
常に最新の税制に基づいて、皆さまの最適な税務の実現と納税をサポートいたします。
お悩みや疑問がございましたら、お気軽にご相談ください。

【お問合せ先】 OAG税理士法人 Tel.03-3237-7500



OAG税理士法人
タックスアドバイザー 第三部
小林 蓮

税理士と国税OBによる最適な相続

相続税ならOAG

今月のテーマ 連帯納付義務について

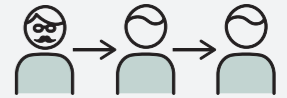
「相続」という変化に対し様々なサポートをいたします！

35年の信頼と実績。相続のスペシャリストや士業系の有資格者も150名以上在籍。国税庁OBが立ち上げた日本最大級の税理士法人。



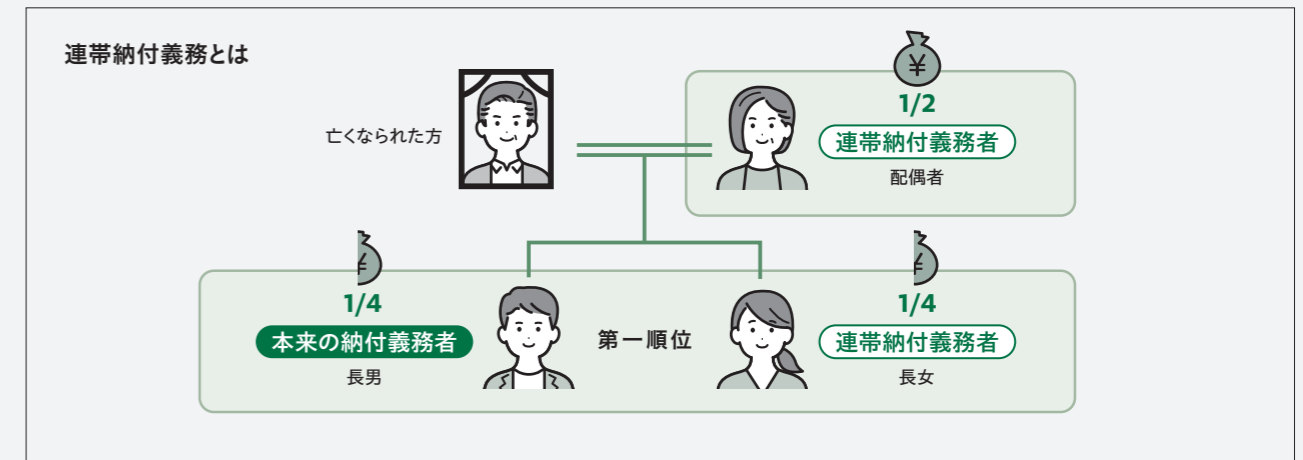
Theme

▶ 兄の支払うべき相続税を納める必要はありますか？

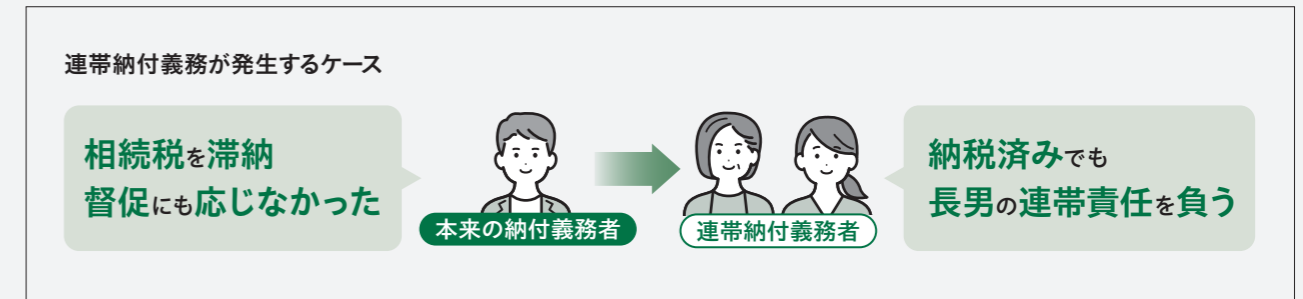


Q 先日父が亡くなり、相続税の申告をしました。相続人は母と兄と私の3人です。兄が相続税を納めていなかったため、ある日突然母と私のもとに税務署から通知が届きました。母と私は兄が支払うべき相続税を納める必要があるのでしょうか？

A 他の相続人の相続税も納付する義務があります。
相続税には「連帯納付義務」という制度があります。連帯納付義務とは、相続人の中に相続税を納付していない人がいる場合には、納付していない相続人に代わって他の相続人が納付の義務を負う制度です。



ご自身の相続した財産に課税された相続税をすでに納付している場合でも、他に相続税を納付していない相続人がいる場合には、その相続人の相続税も納付しなければなりません。
ただし、納付する相続税額はご自身が相続で取得した財産の価額が限度となります。



OAG相続クラブ

いずれ発生する相続に向けての前準備
OAGがトータルサポートいたします
※入会金・年会費は無料です。



相続税ならOAG

OAG相続クラブ



“人事労務お知らせ便”

～OAGから現場に役立つ情報をお届けします～



OAG社会保険労務士法人
三浦 絵美 (社会保険労務士)

今一度確認したい

「同一労働同一賃金の基礎知識」のポイント

2021年4月のパートタイム・有期雇用労働法改正の全面施行から、数年が経過しました。この改正に伴う同一労働同一賃金に対応が多岐に渡り、一度の見直しで終わらない取組みといわれています。

そこで今回は、直接雇用する短時間労働者・有期契約労働者について、今一度、同一労働同一賃金の対応を行う前に押さえるべきポイントを整理していきましょう。

同一労働同一賃金とは

同一労働同一賃金とは、同じ企業内の正社員やフルタイムの無期契約労働者と短時間・有期契約労働者を比較して、両者のあいだの不合理な待遇差や差別的取扱いの解消を目指すものです。たとえば業績への貢献に応じて支給される賞与について、以下の場合是不合理もしくは差別的と認識され、問題となる可能性があります。

- 正社員と同程度に貢献した有期契約労働者の賞与額が、正社員の賞与額よりも少ない
- 正社員には業績への貢献等にかかわらず全員に対して何らかの賞与を支給しているが、パート・アルバイトには支給していない など

現在、同一労働同一賃金の対応はすべての企業の義務となっていますが、パートタイム・有期雇用労働法には、不合理な待遇差や差別的な取扱いについての罰則規定は定められていません。しかし、これらを理由に労働者から損害賠償を求められるケースも少なくありません。同一労働同一賃金の対応が遅れている、再度見直すべき箇所があるなどの場合、企業にとって大きなリスクとなり得るため早急な対応が必要です。



対応前に押さえておきたい5つのポイント

同一労働同一賃金の対応は、まず社内の雇用形態を確認することから始まります。雇用形態間の待遇差の有無を確認し、待遇差がある場合はそれが不合理ではないかを調べ、問題がある場合は改善策を検討し取り組みます。問題がない場合は、短時間・有期契約労働者の求めに応じて「待遇の内容」や「待遇差の理由」を説明できるよう書面等の準備を行います。

押さえておきたいポイントは以下の5項目です。

ポイント1 対象となる労働者

社内の通常の労働者と、短時間労働者・有期契約労働者を比較します。通常の労働者とは、正社員（正規型の労働者）やフルタイムの無期契約労働者のことをいいます。その中でも、総合職の正社員、一般職の正社員、限定正社員など、複数の区分がある場合は、それぞれの通常の労働者と短時間・有期契約労働者のあいだで不合理な待遇差を解消する必要があります。

短時間・有期契約労働者については、自社の区分や名称にかかわらず「労働契約期間の定め」と「1週間の所定労働時間」の2つの観点から対象者を確認することがポイントです。

無期転換や定年後の継続雇用を行っているケースでは右記のように考えます。

区分	概要
通常の労働者	いわゆる「正規型」の労働者及び事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者
短時間労働者	労働契約期間の有期・無期に関わらず、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者に比べて短い労働者 ※ただし、「短時間正社員」は取組対象労働者には該当しませんが、「短時間正社員」という呼称であっても、その処遇が正社員としての実態を伴っていない場合には、パートタイム・有期雇用労働法の対象となります。
有期雇用労働者	期間の定めのある労働契約を締結している労働者

出典：厚生労働省『不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル』P26、27

無期転換した労働者	定年後継続雇用となった1年契約の嘱託社員
● 同一労働同一賃金対応の対象か否かは条件により異なる。 (例) 無期契約、所定労働時間が通常の労働者よりも短い → 対象 (例) 無期契約、所定労働時間が通常の労働者と同じ → 対象外	● 短時間労働者、有期契約労働者に該当し同一労働同一賃金対応の対象。 ● 定年後継続雇用という理由のみで、通常の労働者と待遇差をつけるのではなく、さまざまな事情を総合的に考慮する必要があります。

ポイント2 基本となる均等待遇と均衡待遇の考え方

通常の労働者と短時間・有期契約労働者のあいだで、個々の待遇ごとに不合理な差を設けることは禁止されています。この対応の基本となる考え方が均等待遇と均衡待遇です。

均等待遇とは	均衡待遇とは
差別的取扱いの禁止 「職務内容」「職務内容・配置の変更範囲」が同じ場合、同じ待遇でなければなりません。同じ取扱いのもと、能力や経験等の違いにより差がつくことは違法ではありません。	不合理な待遇の禁止 待遇差がある場合、「職務内容」「職務内容・配置の変更範囲」「その他の事情」の違いに応じた範囲内の差でなければなりません。

ポイント3 考慮される要素

「職務内容」「職務内容・配置の変更範囲」「その他の事情」の3つの要素は、考慮要素と呼ばれています。

職務内容	a. 業務の内容 以下①②が実質的に同じかどうか ①業務の種類(職種) ②中核的業務 ※同職種でも企業により異なる (例) ● 時間的な割合が大きい業務 ● 頻度が高い業務 ● 成果が会社の業績等に大きな影響を与える業務 など	b. 当該業務に伴う責任の程度 下記のような事柄を総合的にみて責任の程度が著しく異なるかどうか ● 与えられている権限の範囲 ● 業務の成果について求められている役割 ● トラブル発生時、臨時、緊急時に求められる対応の程度 ● ノルマなどの成果への期待度 など
職務内容・配置の変更範囲	将来の見込みも含め、人事異動(転動、昇進)や本人の役割の変化等(配置の変更を伴わない職務内容の変更を含む)の有無や範囲	
その他の事情	上記以外の事情。個々の状況に合わせて都度検討 (例) 成果、能力、経験、合理的な労使の慣行、労使交渉の経緯 など	



ポイント4 原則的な取扱いパターン

各待遇の内容を精査したうえで、それらをどのように扱うかには、原則的に3つのパターンがあります。

原則パターン①	原則パターン②	原則パターン③
基本的に同一の対応を行う。 (例) 深夜勤務手当	同一の条件であれば、正社員と同一の対応を行う。 (例) 地域手当	同一の条件部分は正社員と同一の対応を行い、条件に一定の相違がある場合は、その相違に応じた対応を行う。 (例) 基本給(一部が業績または成果に応じて支給するもの)
○ 問題とならない例 短時間労働者が、正社員と「時間数」および「職務内容」が同一の深夜勤務を行った。同額の深夜勤務手当を支給。	○ 問題とならない例 正社員の基本給は全国一律の基準で支給され、転動の場合は地域の物価等を考慮した地域手当が支給される。一方で、転動がない地域採用の有期契約労働者や短時間労働者の基本給は、各地域の物価が反映された給与となっているため、地域手当は支給されない。	○ 問題とならない例 所定労働時間が正社員の半分である短時間労働者が、正社員の販売目標の半分に達成した。基本給の一部について、正社員が販売目標を達成した場合の半分の支給している。
✕ 問題となる例 短時間労働者が、正社員と「時間数」および「職務内容」が同一の深夜勤務を行った。所定の労働時間が短いことから、 深夜勤務手当の単価を正社員より低く設定して支給。	✕ 問題となる例 正社員と有期契約労働者の両者とも、基本給は全国一律の基準で支給され、かつ、転動がある。しかし地域手当は、 正社員のみ支給され有期雇用労働者には支給されない。	✕ 問題となる例 正社員の基本給の一部が、販売目標の達成によって支給されている。短時間労働者にも 正社員と同じ販売目標を設定され、達成できなければ支給されない。
✔ 深夜労働に対する手当は、正社員と同じ割増率等で支給することが原則。 所定労働時間や雇用期間の違いを理由に単価を低くすることはできない。	✔ 基本給の支給基準と転動の有無が同条件であるため、有期契約労働者にも地域手当を支給するなどの対応が求められる。	✔ 正社員と短時間労働者の条件の相違に応じた対応がなされていない。稼働時間に応じた販売目標の設定等が求められる。

厚生労働省が発行したガイドラインには、上記の原則パターンを軸に、さまざまな待遇の「問題とならない例」「問題となる例」が記載されています。自社の待遇とまったく同じ条件はなくても、対応の方向性を把握するための参考にしてください。

参考：厚生労働省『同一労働同一賃金ガイドライン（厚生労働省告示第430号）』P5～P15

ポイント5 待遇差の説明義務

企業は、短時間・有期契約労働者からの求めに応じて、通常の労働者との待遇差や、待遇差の理由を説明することが義務付けられています。説明には以下の3点を押さえる必要があります。

- ① **比較する通常の労働者** … 社員の区分が複数ある場合、すべての区分において不合理な待遇差を解消する必要がありますが、説明義務においては職務内容等が最も近い通常の労働者を比較対象として選びます。
- ② **待遇差の内容と理由** …… 待遇の決定基準、待遇の個別具体的内容、違いが生じている理由などを整理します。
- ③ **説明の方法** …………… 就業規則や説明事項をまとめた書面など、資料を用いながら口頭で行うことが一般的です。

おわりに

今回の内容は、いずれも同一労働同一賃金の対応においてカギとなるポイントですので、しっかりと把握しておくことが求められます。

OAG社会保険労務士法人では、人事・労務のさまざまなご相談をお受けいたします。お気軽にお問い合わせください!

OAG社会保険労務士法人
Webサイト



OAGの 匠 takumi

株式会社OAGビジコム
柴田 恵
(公認不正検査士[CFE])

MEGUMI SHIBATA



匠の技

間違いがなぜ起こりやすいのか、 不正がなぜできるのかを追求したい

社外の人間だからこそ見える
社内の常識と一緒に寄り
添いながら再構築する力

主にどのような業務をされていますか？

OAGビジコムに入社して、主に内部監査のアウトソーシングの業務を担当している中で、監査だけでなく、内部統制の構築支援、マニュアルの評価、不正が起こった時の調査、企業買収時の内部統制定着支援などを経験している中で、悪気が無いのに起こってしまう誤謬や不正に強い関心を抱き、CFE（公認不正検査士）の資格を取りました。経理アウトソーシングの部署にも在席していますが、チェックリスト等で行う監査とは違い、証憑や申請書・仕訳からも、会社や担当者のクセや不正の疑いがある場合は、ご契約いただいているお客さま先に情報を発信しています。

仕事のやりがい・醍醐味は？

「業務には間違いはつきもの」と言われますが、そのまま放置すると、間違いの再発で時間や労力を無駄にします。間違いは、その要因を把握することで改善が見込めますが、容易ではありません。その人はなぜその行動となったのか、その前に何があったのか、マニュアルはどうなっているのか、マニュアルは生きているのか等々、確認することは山ほどありますが、社内だとそれが慣行になり異変に気付かない会社さまが多いです。「社内の常識は世間の非常識」という言葉がありますが、わかっているが変えられない、わかってすらいを

「ぶっ壊す」ことが、社内の確執で左右されないアウトソーシングの強みでもあり、加えて犯罪者を作らない、ことが仕事のやりがいです。また、監査だけでなく、「内部通報相談室」を設置するなど、お客さまの不安やお困りごとに対し、一緒に解決策を見つけていくこともやりがいとなっています。

お客さまへの新しい提案には何が必要？

固定観念を持たずお客さまに興味を持つこと、なぜ・どうしてと思ったことは必ず情報発信することです。外から指摘されて初めて「以前からなので理由を気にしたことがなかった」という声は多いです。

常に心がけていることは？

「悪を憎んで人を憎まず」。間違いが起こるのは、その人自身ではなく流れの悪さが原因となっている場合が多いです。例えば、交通事故が多い交差点では、信号のタイミングが関係しているかもしれません。このような事を客観的に、かつ、冷静に分析することを心がけています。

仕事で得た最も重要な教訓は？

信用と信頼は別もの。以前、監査で気にはなったものの、決められた項目外の内容だったために軽い口頭質問だけで事実確認をしなかったことがあります。しかし、

その数日後、当事者は行方不明になり、後に不正が発覚したのです。事実確認をしていけば防げたのではと、今でも思い出すことがあります。それからは、気になることは確認をすることにしています。

読者の方々へのメッセージを

組織では、良くも悪くも昔の慣習や今の時代に乗れない社風などで、なかなか前に進めないことがあると思います。そんな時は、ぜひOAGに頼ってください。

不正のトライアングルを作らせない



(左から) 中原充博、本城桂子、柴田恵、井上徳子、田中健太

【お問合せ先】
株式会社 OAGビジコム
Tel. **06-6310-3101**

安のカメラ紀行

鹿児島・熊本紀行④ ~人吉・熊本・天草~

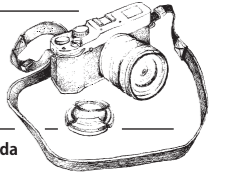


Photo by Yasuyoshi Wada

知覧を後にして次に向かったのは、熊本県最南部に位置する人吉市（ひとよしし）です。人吉について調べると、「九州山地に囲まれた人吉盆地に位置し、日本三急流の球磨川、温泉、球磨焼酎、歴史遺産など観光資源が多くある地域」とありました。2020年7月の豪雨で球磨川が氾濫し、多くの建物が浸水、



▲市内を流れる球磨川



▲人吉駅

50人以上の命が奪われた災害から4年半。復旧が進む一方、まだ爪痕が残る場所もあり、災害を忘れないために設置された「ここまで浸水が来た」という標識が目につきました。



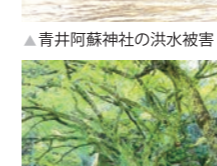
▲青井阿蘇神社楼門



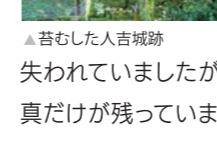
▲青井阿蘇神社鳥居



▲青井阿蘇神社の洪水被害



▲苔むした人吉城跡



▲苔むした人吉城跡

比較的小さな街なので、人吉駅前からレンタサイクルを利用して市内を巡りました。駅前には人吉城を模したからくり時計があり、観光名所になっています。まず国宝の青井阿蘇神社を訪ねました。茅葺屋根が特徴のこの神社は、豪雨災害で被害を受けましたが、見事に復旧されていました。

次に訪れたのは人吉城跡です。鎌倉時代から幕末まで約700年間、相良家の拠点であった中世城跡で、日本百名城の一つにも数えられています。苔むした石垣がその長い歴史を物語っていました。

最後に、風情ある石畳や白壁の商家が残る鍛冶屋町通りを散策した後、熊本市へ向かいました。熊本市は高校2年生の修学旅行以来、58年ぶりの訪問です。当時の記憶はほとんど失われていましたが、熊本城前で撮ったセピア色の集合写真だけが残っていました。



▲熊本城の今昔物語



▲石垣が崩れたままの熊本城

2016年4月の熊本地震で、熊本城は重要文化財建造物13棟全てが被災しましたが、約8年が経過し、復旧が進んでいました。一部の石垣は崩れたままの箇所も見られましたが、現在は城内を一通り見学が可能で、天守閣にも登ることも出来ました。続いて熊本城天守閣を一望できる繁華街に足を運び、熊本ラーメンを味わった後、JR熊本駅まで

路面電車に乗りました。夕方の通勤時間帯で渋滞する道路は、車の多さが九州一と言われる熊本の現状を感じさせました。昨今のニュースでも取り上げられているように、台湾の半導体会社が熊本に工場を開所したことで、経済波及効果が期待され、地価も高騰しているようです。熊本にはすでに半導体関連企業が200社以上集まり、「シリコンアイランド」と呼ばれています。熊本が選ばれた理由の一つは、水質が半導体製造に適しているとのこと。東京中心の発展ではなく、熊本が地方活性化の起爆剤となって欲しいものです。

今回の旅の最終日は天草を巡りました。ただ、帰途の飛行機の出発時

間を考慮して、天草本島には行かずに世界遺産の三角西港から天草五橋を渡り、千歳山展望所（せんがんだん）まで訪れて熊本空港へ向かいました。飛行機が離陸すると間もなく噂の台湾の半導体工場が見えてきました。この工場が日本のIT産業発展の礎になることを願いつつ、ジェットストリームの中でいつの間にか心地良いうたた寝をしてしまい、旅の締めくくりとなりました。



▲熊本一繁華街から天守閣を望む



▲千歳山展望台から天草を望む

安の今月の一句



こちらの二次元コードを読み取っていただくと選りすぐりの旅の写真をご覧いただけます。

「モノクロで 昔を偲ぶ 熊本城」



▲執筆: 和田 安義

トピックス

【新任ご挨拶】OAG税理士法人 名古屋支店長 毎山 洋平

このたびOAG税理士法人、名古屋支店の支店長を拝命しました毎山洋平と申します。
 名古屋支店は相続税申告を中心業務としており、私自身も2018年に入社して以後、多くの相続案件に携わってまいりました。
 相続の案件はお客さまにとって不慣れなことばかりですので、お客さまのご不安やご負担が少しでも軽くなるよう、専門家としての知識・経験を生かしたご対応を心がけて精進いたします。今後ともよろしくお願い申し上げます。



OAG税理士法人 名古屋

住所 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-13-30 TEL 052-746-9313
 名古屋伏見ビル9階 FAX 052-746-9312

トピックス

本店にて避難訓練を実施しました

昨年12月23日に本店（東京市ヶ谷）にて避難訓練が実施されました。従業員の安全を確保するというだけでなく、事業活動が滞りなく行えるようにすることを目的としています。

実際の避難経路や、従業員の各座席に常備している防災用ヘルメットの使い方などを確認することで、改めて一人ひとりが防災への意識を高めることができました。また同日には、OAG全拠点合同で安否確認メールシステムを用いての安否確認訓練も行われました。

いつ起こるか分からない地震や火災などの混乱した状況の中で、少しでも冷静に行動ができるようこれからも訓練を継続してまいります。



▲一人ひとり、点呼をとっている様子



▲使用前(左)・使用時(右)



▲収納時(デスク背面)

▲5年間の長期保存が可能で当日配布しました。

トピックス

令和7年初祈禱へ行ってまいりました

OAGコンサルティンググループは、仕事始めの1月6日に東京の市ヶ谷の本店から徒歩5分ほどにある市谷亀岡八幡宮へ恒例の初祈禱に行ってまいりました。

「チャレンジが、明日を変える。」というグループスローガンのもと、引き続き多くのお客さまに貢献できるように努めてまいります。



Total consulting firm



本店

〒102-0076
 東京都千代田区五番町6-2
 ホームポートライゾンビル
 TEL:03-3237-7500
 FAX:03-3237-7510



■発行人：グループ代表 太田隆介
 ■企画：グループ経営管理本部 マーケティング・コミュニケーション室
 (里見晶、齋藤恭子、川島朋子、佐藤基哉)
 ■制作・印刷：株式会社 野毛印刷社

【お願い】ご住所等のお客様情報のご変更を希望される場合はお手数ですが、弊社担当者にご連絡をお願いいたします。情報更新の上、発送させていただきます。

■札幌

〒060-0001
 北海道札幌市中央区北1条西8丁目2-39
 ISM札幌大通4階
 TEL：011-590-5174 FAX：011-590-5175

■仙台

〒980-0811
 宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
 仙台トラストタワー 10階CROSSCOOP内
 TEL：022-209-5339

■埼玉

〒350-1123
 埼玉県川越市脇本町13-5
 川越第一生命ビルディング3階
 TEL：049-265-8685 FAX：049-265-8687

■千葉

〒260-0028
 千葉県千葉市中央区新町1-17
 JPR千葉ビル8階
 TEL：043-215-8360 FAX：043-215-8361

■東京ウエスト

〒182-0024
 東京都調布市布田4丁目6番地1
 調布丸善ビル3階
 TEL：042-441-2191 FAX：042-441-2192

■富士吉田（計算センター）

〒403-0016
 山梨県富士吉田市松山4丁目3-14
 アークフジ1階3号室
 TEL：0555-73-8571

■名古屋

〒460-0003
 愛知県名古屋市中区錦2-13-30
 名古屋伏見ビル9階
 TEL：052-746-9313 FAX：052-746-9312

■大阪

〒564-0063
 大阪府吹田市江坂町1-13-33
 進和江坂ビル7階
 TEL：06-6310-3102 FAX：06-6310-3103

■福岡

〒810-0042
 福岡県福岡市中央区赤坂1-14-22
 センチュリー赤坂門ビル6階
 TEL：092-717-6650 FAX：092-717-6651



コーポレート
 サイト



メルマガ登録



YouTube



OAGグループ
 X (旧Twitter)



相続税ならOAG
 X (旧Twitter)

